

①後期高齢者医療制度に加入されている方に後期高齢者医療資格確認書を交付します

現在、ご利用の「後期高齢者医療被保険者証」(むらさき色)または「後期高齢者医療資格確認書」(黄色)の有効期限は令和7年7月31日までとなっていますが、7月末までに被保険者証等の代わりに使用することができる新しい「後期高齢者医療資格確認書」(薄緑色)を保険年金課よりお届けします。**資格確認書はマイナ保険証をお持ちかどうかに関わらず、後期高齢者医療制度に加入されている方全員に送付します。**新しい資格確認書(薄緑色)の有効期限は令和8年7月31日までとなります。8月1日以降の受診には、新しい資格確認書(薄緑色)をお使い下さい。

②「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および「後期高齢者医療限度額適用認定証」は新規発行されなくなりました。代わりに後期高齢者医療資格確認書へ限度区分を記載することができるようになります。

限度区分の記載を希望される方は保険年金課窓口にて申請してください。

なお、既にお持ちの資格確認書に限度区分の記載を申請済の方、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄桃色の証)もしくは後期高齢者医療限度額適用認定証(灰色の証)を現在お持ちの方については、限度区分を記載した状態の資格確認書を7月末にお届けします。



後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	←
交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	性別
生年月日	
資格取得年月日	
負担割合発効期日	
限度区分発効期日	←
長期入院該当日	
特定疾病区分発効期日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	徳島県 後期高齢者医療広域連合 公印

【有効期限】

新しい資格確認書(薄緑色)は令和8年7月31日になっています。

【限度区分】

限度区分の記載を申請済の方、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証もしくは後期高齢者医療限度額適用認定証をお持ちの方については、限度区分(区分I、区分II、現役I等)が記載されています。



③一部負担金の割合の判定方法について

令和7年8月1日から令和8年7月31日までの一部負担金の割合(1割、2割または3割)は、令和6年中の収入や所得に基づき下記のとおり判定します。

2割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入+その他合計所得金額」が200万円以上は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ被保険者全員の「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円以上は2割
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上は3割 ※次に該当する場合は、申請により1割または2割になります。 ・住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合 ・70歳以上75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合	住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯は3割 ※次に該当する場合は、申請により1割または2割になります。 ・住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合

※上記の判定方法に当てはまらない方は、1割負担となります。

申請・問 市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173
✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

問 〓 お問い合わせ先

